

※ウラ面の健診実施機関におかれまして定期健康診断を受診されている場合に、こちらの依頼書をご記入の上ご提出ください。

①

全国健康保険協会茨城支部 あて

健診結果の提供依頼書

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の規定に基づき実施した健康診断結果に関し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 27 条第 4 項及び同法第 7 条第 1 項に規定する医療保険各法の規定（以下「高確法等の規定」という。）に基づく全国健康保険協会茨城支部（以下「茨城支部」という。）への提供について、下記のとおり委託します。

1. 健診実施機関は茨城支部に対して、労働安全衛生法第 66 条の規定に基づき実施した健康診断結果のうち、受診年度において茨城支部の被保険者資格を有する者の特定健康診査項目及び被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって茨城支部が必要と認める情報（以下「事業者健診情報」という。）を提出すること。その際、茨城支部が指定する形式で事業者健診情報を提供すること。
2. 1 による提出を行う前に、健診実施機関は当事業所に対して、本書に基づき提出する旨の連絡をすること。
3. 1 の提出を行う際に、健診実施機関は茨城支部に対して、高確法等の規定に基づき、当事業所の委託を受けて事業主健診情報を提供することを伝えること。
4. 本書については、次年度以降も効力を有すること。本書に基づく依頼を解除する際は別途連絡をすること。

令和 年 月 日

事業 所 情 報	健康保険証の記号 (7 桁または 8 桁)	
	事業所名称	
	所在地	〒
	事業主名	
	電話番号	
	担当者名	

(送付先) 〒310-8502 水戸市宮町 1-2-4 マイムビル 9 階
全国健康保険協会茨城支部 保健グループ

裏面につづく

下記の健診実施機関で定期健康診断を受診している場合、健診実施機関から協会けんぽへ事業主健診情報の提供が可能です。事業主様はオモテ面をご記入の上、この「健診結果の提供依頼書」をご提出ください。

※健康保険の記号：_____

定期健診を受診している健診実施機関に☑を付けてください。（複数可）

健診機関一覧（令和7年4月現在）

☐	茨城県メディカルセンター	☐	白十字総合病院
☐	茨城県総合健診協会	☐	神栖済生会病院
☐	水戸中央病院健診センター百合が丘	☐	日本健康倶楽部茨城支部東部地区健康管理クリニック
☐	全日本労働福祉協会茨城健診センター	☐	古河総合病院健診センター
☐	つだ中央クリニック	☐	牛尾病院
☐	笠間市立病院	☐	龍ヶ崎大徳ヘルシークリニック 大徳健診センター
☐	日立メディカルセンター	☐	特定非営利活動法人ルネサンス 巡回健診クリニック
☐	神立病院健診センター	☐	医療法人社団誠馨会 新東京病院 保健事業部
☐	取手北相馬保健医療センター医師会病院	☐	近畿健康管理センター 東京事業部
☐	セントラル総合クリニック	☐	京浜保健衛生協会
☐	品川シーズンテラス健診クリニック		

健診実施機関情報（複数可）

健診機関名	健診受診月	受診人数
	月	人
健診機関名	健診受診月	受診人数
	月	人
健診機関名	健診受診月	受診人数
	月	人

※事業主様が協会けんぽの求めに応じて健診結果を提供することは、法律により義務となっています。このため、健診結果を協会けんぽに提出しても、「個人情報保護法」に関する責任は問われません。また、提供に関して、従業員には回覧や掲示等により広く知らせるだけで問題はありません。